

【化学物質の供給者との協働届出：届出者より提出する「仮届出」の記載例】

一般化学物質製造数量等届出書

経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則

(昭和49年6月7日通商産業省令第40号)様式第11

*法的効力を有するのは日本語による様式になります。英訳版での届出は出来ません。

*届出者は、混合物単位ではなく化学物質毎に届出を行う必要があります。

様式第11 (第9条の2第2項関係)

[書類名] 一般化学物質製造数量等届出書 1 / 2

[提出日] 平成23年6月17日

[あて先] 経済産業大臣 殿

1. 届出者の氏名・住所

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

経済産業株式会社

代表取締役 経済 太郎

印

[届出者の住所]

東京都千代田区霞が関1-3-1

[届出者等コード又は届出者等整理コード]

0 0 0 4 1 2 3 4

2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

官報掲載名称を日本語で記載。

(1) 化学物質名称等

データベースCHRIP等を参照

[物質名称]

additional information will be provided by X(chemical supplier)

[官報整理番号]

—

CAS番号を記載して下さい。

additional information will be provided by X(chemical supplier)

[その他の番号]

—

additional information will be provided by X(chemical supplier)

[高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入)]

additional information will be provided by X(chemical supplier)

備考

- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 届出者等コードとは、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則第21条第2項の規定によりあらかじめ付与したコードである。
- 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。
- 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
- 出荷数量には、同一企業内の自家消費数量を含めないものとする。
- 記入単位はtとして、有効数字を1桁として記入すること。なお、四捨五入前の数量が1.0t以上の場合は届出の対象。
- 届出者等整理コード、官報整理番号、その他の番号、高分子化合物の該当の有無及び用途番号は、記入要領を参考とすること。
- 具体的用途の欄は、用途番号の欄に記入要領に掲げる用途のうち「98(その他)」と記入した場合には、具体的な用途名を記入すること。
- 届出対象物質に関して得られた新たな知見及びその製造、用途、輸入等の状況について参考となる事項を記載した書類を添付することができる。

次の及びに該当する高分子化合物を指す。1種類以上の単量体単位の連鎖により生成する分子の集合から構成され、3連鎖以上の分子の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ、同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満かつ、数平均分子量が1,000以上)

化学物質の供給者は、この部分を追記して下さい。

届出者はこちらに担当者の氏名・連絡先を記入してください

輸入者が化学物質が輸入数量を特定出来ない場合、
化学物質の供給者は有効数字一桁で記入して下さい。
(例) 178.9t 200t、148.2t 100t

6

(2) 製造数量、輸入数量及び出荷数量

(単位：t) 2/2

用途番号を記入して下さい。

用途が不明な場合は "98 その他の原料・添加剤" を選択頂けますが厳しめの想定で評価が行われることになります。

7

年度計

2 | 2

年度実績値

製造数量 (t)

輸入数量 (t)

(additional information will be provided by X(chemical supplier))

出荷数量 (t)

8

前に係る用途番号

2 | 5

具体的用途 ()

50%

additional information will be provided by X(chemical supplier)

2 | 7

具体的用途 ()

30%

additional information will be provided by X(chemical supplier)

2 | 8

具体的用途 ()

20%

additional information will be provided by X(chemical supplier)

具体的用途 ()

届出者は、輸入数量が特定できず化学物質の出荷数量が把握できない場合、当該化学物質の用途毎の出荷配分を記載して下さい。

具体的用途 ()

出荷数量 (合計：t)

additional information will be provided by X(chemical supplier)

用途番号に当てはまると思われるものが無い場合は用途番号「98(その他)」を記入し、()内にてできる限り具体的な用途を記入して下さい。

化学物質の供給者は、届出者が記載した出荷の配分をもとに、出荷数量を換算し、有効数字一桁で記入して下さい。そのため、個々の「出荷数量」と合計値が合わなくても結構です。換算ができない場合は、輸入数量全量を「98(その他の原料、その他の添加剤)」として届け出て頂いても結構ですが、取り扱った全量が環境中へ排出される等、厳しめの想定で評価が行われることになります。

届出者は、化学物質の供給者が経済産業省に届出書(正本)を提出する前に、記載できる情報を全て記載した届出書の写しを経済産業省に提出する必要があります。

1 届出者等コード又は届出者等整理コード

平成23年度以降、一般化学物質、優先評価化学物質の届出を行うすべての事業者は、新たな「届出者等（整理）コード」が必要になります。これまでご利用いただいていた監視化学物質等の届出者等コードは使えず、新たなコードに切り替えていただく必要がありますのでご留意ください。また、このコードは少量新規化学物質の届出システムの届出者等コードとは共通ではありませんのでご留意ください。

2 物質名称

官報掲載名称を日本語で記載してください。

3 官報整理番号

各規制区分に指定された際の官報公示の類別整理番号(MIT I 番号)のことを指します。右詰で記載して下さい。

規制区分や官報整理番号等の検索には、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)の化学物質総合検索システム(CHRI P)の利用をお勧めします。

http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/SystemTop_jp.faces

* 一般化学物質については、公示前の物質を除いて官報整理番号を有しています。官報公示番号を有している物質の届出にあたっては必ず官報公示番号を記載して下さい。

4 その他の番号

CAS番号を記載してください。

5 高分子化合物の該当の有無

「高分子化合物」とは、『環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないものとして平成二一年厚生労働省・経済産業省・環境省告示二号第一の基準（数平均分子量が千以上等）を満たした高分子化合物』（すなわち、次の 及び に該当するもの。 1種類以上の単量体単位の連鎖により生成する分子の集合から構成され、3連鎖以上の分子の合計重量が全体の50%以上を占め、かつ、同一分子量の分子の合計重量が全体の50%未満。かつ、数平均分子量が1,000以上）を指します。

これに該当する場合は、記入欄に を付けてください。

6 製造・輸入数量

届出数量の単位はトン(t)です。一般化学物質は、数量を四捨五入し、有効数字1桁と

して届出を行ってください。

(例：12,499t 10,000t、1,894t 2,000t、13t 10t、0.8t 不要)

7 出荷数量

届出数量の単位はトン (t) です。一般化学物質は、数量を四捨五入し、有効数字 1 桁として届出を行ってください。

(例：12,499t 10,000t、1,894t 2,000t、13t 10t、0.8t 不要)

「出荷数量 (合計) 」は、端数を調整した後の合計値ではなく、正しい合計値を有効数字 1 桁で四捨五入した値を記入してください。したがって、「出荷数量 (合計) 」は、個々の「出荷数量」と合計値が合わない場合もあります。

製造又は輸入した年次にかかわらず、あくまで当該年度に出荷した化学物質の数量を届け出てください。

8 出荷に係る用途番号

出荷に係る用途は、通常想定される用途 (出荷先等から情報があれば、それを反映させた用途) を、用途番号 (2 桁数字) で記入してください。用途番号に当てはまると思われるものが無い場合は、用途番号として「98 (その他の原料、その他の添加剤) 」を記入し、「具体的用途」の右側の () 内にできる限り具体的な用途を記入してください。また、「09 (その他の溶剤) 」を記入した場合も、「具体的用途」の右側の () 内にできる限り具体的な用途を記入してください。

「98 (その他の原料、その他の添加剤) 」又は「09 (その他の溶剤) 」以外の用途番号を記入した場合は、「具体的用途」の右側の () には記入は不要です。

用途が不明な場合は「98 その他の原料・添加剤」を選択して下さい。ただし、「その他」を選択した場合は、取り扱った全量が環境中へ排出される等、厳しめの想定で評価が行われることになります。

なお、用途番号は、第二種特定化学物質及び監視化学物質も含めて、全物質共通のものとなります。